

公益社団法人新潟県農林公社 伐倒練習機貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人新潟県農林公社（以下「公社」という。）が所有する伐倒練習機（Felling Trainer MTW-01）の貸付について必要な事項を定め、練習機を使用した安全な伐倒技術向上の推進を図ることを目的とする。

(対象機械)

第2条 貸付対象機械は、別表1に掲げる伐倒練習機本体及び附属品1式（以下「練習機」という。）とする。

(貸付対象者)

第3条 練習機の貸付対象者は、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づき新潟県知事が認めた認定林業事業体及び新潟県内に事務所を置く林業事業体等とする。

2 技能習得講習、伐木等業務に係る特別教育及び安全な伐倒技術の向上に係る研修等を目的として、公的機関及びそれに類する団体において使用する場合は、別途協議に基づき公社代表理事（以下「代表理事」という。）が貸付を決定する。

(使用責任者)

第4条 借受者は使用責任者を定めるものとする。

2 使用責任者は使用現場に常駐し、常に練習機の状況を把握するものとする。

(使用申請)

第5条 貸付を希望する者は、貸付希望日の2週間前までに使用申請書（別記第1号様式）を代表理事に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定に基づき協議する場合は、前項の規定に準ずるものとし、使用申請書を使用協議書として協議するものとする。

3 前項の規定は、以下の規定においても同様とする。

(貸付の承認)

第6条 代表理事は、使用申請書または使用協議書を受領し、これを審査し適当と認めたときは使用承認書（別記第2号様式）により当該使用申請者（以下「申請者」という。）または使用協議者（以下「協議者」という。）に通知するものとする。

2 前項の承認をする場合において、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第7条 貸付承認後、申請または協議内容に変更の必要が生じたときは、事前に使用変更申請書（別記第3号様式）を代表理事に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の内容変更を承認したときは、使用変更承認書（別記第4号様式）により申請者または協議者に通知するものとする。

(貸付期間)

第8条 貸付期間は、練習機を保管場所から移送した日から起算し公社が指定した場所へ返却した日までの期間とする。

(利用料)

第9条 練習機の利用料は、別表2に定める1日当たりの利用料に貸付期間の日数を乗じた額とする。

2 公的機関の使用で代表理事が認めた場合は、使用料を減額することができる。

(利用料の納付)

第10条 練習機の利用料は、貸付期間終了後、申請者または協議者に請求する。

2 申請者または協議者は、前項の請求があった場合は、請求時に指定する納入期限までに利用料を納入しなければならない。

(貸付条件)

第11条 代表理事は、貸付にあたり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第9条の規定による利用料のほか、練習機の使用に係る経費を負担すること。
- (2) 使用責任者を定め、練習機を善良に使用、保管する等の維持管理の義務を負うこと。
- (3) 練習機の始業点検、整備は申請者または協議者の責任と負担とすること。
- (4) 練習機に工作を施す等、現状を変更してはならない。
- (5) 練習機は、転貸してはならない。
- (6) 練習機は、申請した用途以外に用いてはならない。

(練習機の搬送及び返送)

第12条 申請書に記載された使用場所までの練習機の搬送及び返送については、申請者または協議者が行うものとする。

2 前項に要する一切の費用は申請者または協議者の負担とする。

(申請者の賠償責任)

第13条 申請者または協議者は、練習機の貸付期間中に次の各号に該当することが生じた場合には、直ちにその程度及び理由を代表理事に報告し、代表理事の指示に従い修繕等を行うものとする。

- (1) 事故を起こしたとき。
- (2) 練習機が盗難にあったとき。
- (3) 練習機を滅失させたとき。
- (4) 練習機を破損したとき。

2 前項による損害については、申請者または協議者が損害額等を負担するものとする。ただし、公社が加入している保険の給付対象となる場合は、損害額等と保険金の差額を負担するものとする。

(第三者に対する損害等)

第14条 申請者または協議者が、練習機の貸付期間中において事故その他により第三者に損害を与えた場合は、すべて申請者または協議者の責任において処理するとともに、代表理事に

速やかに報告しなければならない。

(貸付の取り消し、返還)

第 15 条 代表理事は、次の各号に該当するときは貸付期間内でも練習機の使用承認を取り消し練習機の返還をさせることができる。

- (1) 申請書に虚偽があったとき
- (2) この要領に定めた事項に違反したとき
- (3) その他申請者または協議者に貸付不相当と認められる行為のあったとき

(使用実績の報告)

第 16 条 申請者または協議者は、練習機の貸付期間終了後、速やかに練習機の使用実績報告書(別記第 5 号様式)を作成し、代表理事に提出しなければならない。

(記録の整備)

第 17 条 管理責任者は、練習機の使用状況を把握するために、練習機貸付台帳(別記第 6 号様式)による貸付状況の記録を整備しなければならない。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 3 0 日から施行する。

別表1 (第2条関係)

区分	品名・型式等	数量	備考
伐倒練習機本体	Felling Trainer MTW-01 (本体) 取り外し式足場	1 台 2 枚	キャスター付き
附属品	本体・バッテリー接続ケーブル 足場滑り止め用取付板 取外式足場取付用ピン 本体角度調整安全装置用ピン コントローラー キャスターハンドル バッテリー (Tuflong HG GH-130F51) バッテリー直列接続用ケーブル 足場用土嚢袋 丸太清掃用ブラシ 補修用塗料 低圧ゴム手袋 (直流 750V 以下 505) バッテリー充電器(ACE CHARGER No1738)	2 本 25 枚 4 本 2 本 1 基 1 本 2 基 1 本 50 枚 1 本 1 個 1 対 1 基	プラス・マイナス各 1 12V バス・トラック用 木材チップ入り 絶縁薄手タイプ 12V バッテリー専用
操作マニュアル	操作マニュアル (令和 2 年 3 月)	1 冊	

別表2 (第9条関係)

区分	品名・型式等	基本使用料 (税抜)
伐倒練習機本体 附属品	別表1の伐倒練習機本体及び附属品 1式	5,000 円

※上記は1日あたりの基本使用料

別記第1号様式（第5条関係）

伐倒練習機使用申請（協議）書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫 様

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

印

下記のとおり伐倒練習機を使用したいので公益社団法人新潟県農林公社伐倒練習機貸付要領第5条の規定により申請（協議）します。

記

1 使用目的

2 使用内容

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受期間
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

3 使用責任者氏名

4 添付資料

注1) 使用目的は、目的を簡潔に記載すること。また、研修計画等に記載されている場合は、『別添「〇〇計画」記載のとおり』と記載すること。

注2) 使用計画や研修計画または研修案内等を作成済みの場合は、添付資料名を記載し写しを添付すること。

伐倒練習機使用承認書

新農林公第 号
令和 年 月 日

《申請事業体》
《申請事業体代表者》 様

公益社団法人 新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月 日付けで申請（協議）のあった伐倒練習機の使用について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 貸出内容

品名・型式等	貸出期間	利用料
伐倒練習機本体及び附属品 1式	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	

2 引渡し

- 引渡日 令和 年 月 日
- 引渡場所

3 貸付条件

- 第9条の規定による利用料のほか、練習機の使用に係る経費を負担すること。
- 使用責任者を定め、練習機を善良に使用、保管する等の維持管理の義務を負うこと。
- 練習機の始業点検、整備は申請者または協議者の責任と負担とすること。
- 練習機に工作を施す等、現状を変更してはならない。
- 練習機は、転貸してはならない。
- 練習機は、申請した用途以外に用いてはならない。

注) 練習機の使用に当たっては、練習機の操作マニュアル及び取扱説明書に基づき適正に使用し、万一故障、破損した場合は、代表理事に報告のうえ、指示に従い申請者（協議者）で修理してください。

別記第3号様式（第7条関係）

伐倒練習機使用変更申請（協議）書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫 様

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

印

令和 年 月 日付け新農林公第 号で承認のあった伐倒練習機の使用について、下記のとおり変更したいので、公益社団法人新潟県農林公社伐倒練習機貸付要領第7条の規定により申請（協議）します。

記

1 変更前

- (1) 使用目的
- (2) 使用内容

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受期間
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

- (3) 使用責任者氏名

2 変更後

- (1) 使用目的
- (2) 使用内容

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受期間
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

- (3) 使用責任者氏名

3 変更理由

注) 変更後の使用計画や研修計画等を作成済みの場合は、写しを添付すること。

伐倒練習機使用変更承認書

新農林公第 号
令和 年 月 日

《申請事業体》
《申請事業体代表者》 様

公益社団法人 新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫

令和 年 月 日付けで変更申請（協議）のあった伐倒練習機の使用について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 貸出内容

品名・型式等	貸出期間	利用料
伐倒練習機本体及び附属品 1式	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	

2 引渡し

- 引渡日 令和 年 月 日
- 引渡場所

3 貸付条件

- 第9条の規定による利用料のほか、練習機の使用に係る経費を負担すること。
- 使用責任者を定め、練習機を善良に使用、保管する等の維持管理の義務を負うこと。
- 練習機の始業点検、整備は申請者または協議者の責任と負担とすること。
- 練習機に工作を施す等、現状を変更してはならない。
- 練習機は、転貸してはならない。
- 練習機は、申請した用途以外に用いてはならない。

注) 練習機の使用に当たっては、練習機の操作マニュアル及び取扱説明書に基づき適正に使用し、万一故障、破損した場合は、代表理事に報告のうえ、指示に従い申請者（協議者）で修理してください。

別記第5号様式（第16条関係）

伐倒練習機使用実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人新潟県農林公社
代表理事 池田 紀夫 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年 月 日付け新農林公第 号により使用承認通知のあった伐倒練習機について、使用が終了したので公益社団法人新潟県農林公社伐倒練習機貸付要領第16条の規定によりその実績を報告します。

記

1 使用実績

使用日	対象者	参加人数	使用場所	借受期間
		()		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		()		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

参加人数のうち、実際に練習機を使用した人数がわかる場合は、()に記入すること。

2 添付資料（使用状況写真等）

注) 添付資料として、使用状況及び管理状況がわかる写真等を添付すること。

別記第6号様式（第17条関係）

伐倒練習機貸付台帳

整理 番号	借受者（使用者）			貸付期間	参加人数 (使用人数)	利用料	備考
	借受者名	住所	使用責任者				
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
				令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			

注) 備考欄には、使用日及び修理状況等を記載すること。